

事 務 連 絡

平成18年3月20日

各都道府県専修学校担当者  
各都道府県教育委員会専修学校担当者 殿

文部科学省生涯学習政策局  
生涯学習推進課専修学校教育振興室  
専修学校第一係

修了者に大学院入学資格等が認められる専修学校専門課程の指定等の手続及び  
修了者が高度専門士と称することができる専修学校専門課程の推薦等の手続について

標記につきましては、平成17年9月9日付17文科高第439号文部科学省高等教育局長、生涯学習政策局長通知「学校教育法施行規則の一部改正等の施行について」及び同日付17文科生第349号文部科学省生涯学習政策局長通知「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程の施行について」にてお知らせしているところです。

しかし、上記通知にてお知らせしている手続（8月31日提出締切、原則11月告示）のみでは、主に7月以降に実施される大学院入試に十分対応できないため、平成18年度におきましては、下記のとおり4月1日～4月14日の期間においても手続を行うこととしました。

都道府県の担当者におかれましては、趣旨を御理解いただき、事務処理上遺漏のないよう、所管の専修学校に御周知くださいますようお願いいたします。

なお、平成18年度においては、従来の手続（8月31日提出締切、原則11月告示）も行いますが、現在大学院入試に十分対応できる手続について検討中であるため、今後の手続については追って連絡しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## 記

### 1. 修了者に大学院入学資格等が認められる専修学校専門課程の指定等の手続について

平成17年9月9日付17文科高第439号文部科学省高等教育局長、生涯学習政策局長通知「学校教育法施行規則の一部改正等の施行について」別紙2の様式1～4の通知を4月1日～4月14日まで受け付けることとし、基準を満たす専門課程については6月中に官報告示する。

#### （留意事項）

通知は、専修学校から文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室に直接提出すること。

様式1の「生徒総定員」等については平成18年4月1日現在の状況を記入すること。  
平成18年度に修了者が出る専修学校専門課程のみ受け付けること。

2. 修了者が高度専門士と称することができる専修学校専門課程の推薦等の手続について  
平成17年9月9日付17文科生第349号文部科学省生涯学習政策局長通知「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程の施行について」別添2の様式1～4の推薦又は届出を4月1日～4月14日まで受け付けることとし、要件を満たす専門課程については6月中に官報告示する。

(留意事項)

推薦及び届出は、都道府県の推薦又は届出に基づき、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室に提出すること。その際、別添「高度専門士称号付与推薦等該当校一覧」等についても該当事項を記入の上、提出すること。

なお、別添「高度専門士称号付与推薦等該当校一覧」等については、別途メールにて送付する様式を使用し作成することとし、作成した別紙様式はメールにて [takeshi@mext.go.jp](mailto:takeshi@mext.go.jp) に提出すること。

様式1の「生徒総定員」、「実員」については平成18年4月1日現在の状況を記入すること。

平成18年度に修了者が出る専修学校専門課程のみ受け付けること。

文部科学省生涯学習政策局 生涯学習推進課専修学校教育振興室 専修学校第一係 担当；横田、兼定 T E L : 03-6734-2939 F A X : 03-6734-3716
--